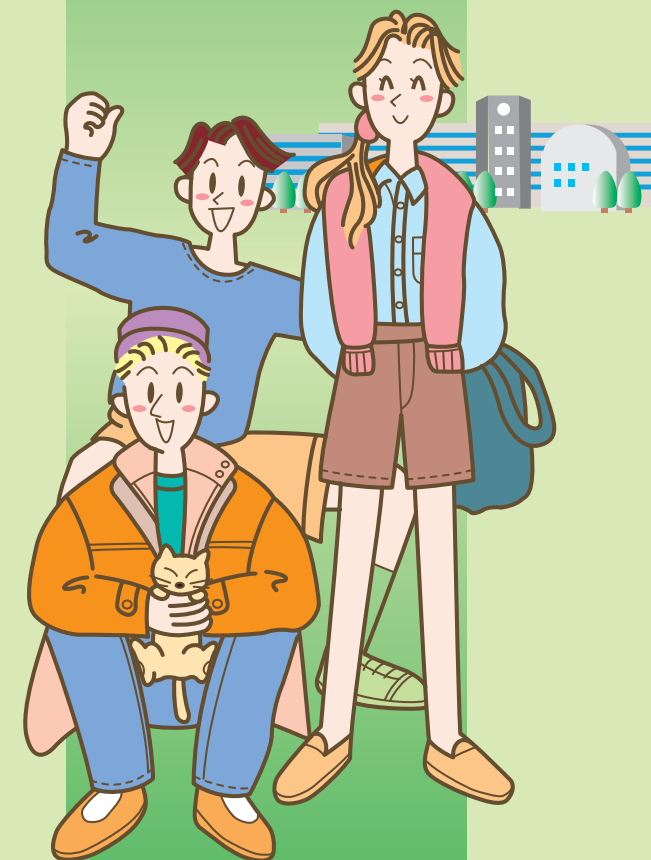


欢迎来到香川大学
留学生生活指南手册
外国人留学生のための生活ガイドブック

2007



2007
香川大学留学生中心
香川大学留学生センター

香川大学留学生中心
香川大学留学生センター

目次

1 香川大学でのキャンパスライフ	
1-1 留学生センター	3
1-2 留学生担当事務窓口	5
1-3 施設の利用	7
1-4 諸証明	11
1-5 授業料免除・奨学金・医療費補助	13
1-6 帰国に際して	15
2 在留資格関係の諸手続	
2-1 在留手続	17
2-2 在留中の手続	21
2-3 家族の同行・呼び寄せ	25
2-4 子供が生まれたときは	27
2-5 高松入国管理局	27
3 住まい	
3-1 留学生会館	29
3-2 民間宿舍	29
3-3 居住習慣に関する注意事項	37
4 日常生活	
4-1 気候	43
4-2 祝祭日	43
4-3 銀行	45
4-4 郵便局	47
4-5 海外宅配便	49
4-6 電話	49
4-7 交通機関	53
4-8 医療	59
4-9 保険等	59
4-10 高松市の公共施設	65
4-11 三木町の公共施設	71
4-12 その他の公共施設	73
4-13 子供の教育	75
4-14 買い物	77
4-15 銭湯	79
4-16 コインランドリー	79
5 緊急時の対応	
5-1 緊急時の連絡先	81
5-2 地震	83
5-3 台風	85

目録

1 香川大学の校园生活	
1-1 留学生中心	4
1-2 留学生指导窗口	6
1-3 施設の利用	8
1-4 各类证明	12
1-5 学费减免・奨学金・医疗补助	14
1-6 回国时	16
2 有关居留资格的各种手続	
2-1 居留手続	18
2-2 居留期间的其它手続	22
2-3 家人陪读・邀请家人来日	26
2-4 在日本生孩子时	28
2-5 高松入国管理局	28
3 住宿	
3-1 留学生会館	30
3-2 私营住宅	30
3-3 有关居住习惯的注意事项	38
4 日常生活	
4-1 气候	44
4-2 节假日	44
4-3 银行	46
4-4 邮局	48
4-5 国外配送邮件	50
4-6 电话	50
4-7 交通机关	54
4-8 医疗	60
4-9 保险等	60
4-10 高松市的公共设施	66
4-11 三木町の公共设施	72
4-12 其它的公共设施	74
4-13 儿童的教育	76
4-14 购物	78
4-15 洗澡堂	80
4-16 投币式洗衣机	80
5 紧急状况时的应对措施	
5-1 紧急时的联系	82
5-2 地震	84
5-3 台风	86

1 香川大学のキャンパスライフ

2 在留資格関係の諸手続

3 住まい

4 日常生活

5 緊急時の対応

1 香川大学の校园生活

2 有关居留资格的各种手続

3 住宿

4 日常生活

5 紧急状况时的应对措施

2-1 在留手續

A 在留資格

日本に入国しようとする外国人は全て、空港にある日本の入国管理事務所にて審査を受けます。入国を許可されるとパスポートに「上陸許可」のスタンプが押され、在留資格と在留期間が決められます。在留資格は、日本国内で行うことのできる活動を示すもので、この資格以外の活動は厳しく制限されていますので、注意してください。

B 外国人登録

日本に90日以上在留する外国人は、市役所又は町役場の窓口で「外国人登録」をしなければなりません。外国人登録に関する書類は全て、日本語と英語で書かれています。

a 新規登録

登録は、入国の日から90日以内に行わなければなりません。また、日本で生まれた子どもは出生の日から60日以内に登録をすることが必要です。（「(5)子どもが生まれたときは」の項参照）

市町の窓口備え付けの「外国人登録申請書」に記入し、パスポートと写真2枚（横3.5cm×縦4.5cm）を添えて窓口へ提出すると、外国人登録証明書が交付されます。ただし、新規登録の際に16歳未満の人は、写真を提出する必要はありません。申請の時には指示された書類に署名する必要があります。

外国人登録証明書は、内容の審査を受けた後交付されますが、これには通常2週間ほどかかります。交付日は、おって連絡があります。

外国人登録証明書は、常に携帯しなければなりません。（外国人登録証明書を携帯していれば、パスポートを携帯する必要はありません。）

- <必要書類> ・パスポート
・6か月以内に撮影された写真（横3.5cm×縦4.5cm）2枚

2-1 有关居留资格的各种手续

A 居留资格

准备进入日本的所有外国人必须接受设在机场的日本入国管理事务所的审查。如果审查合格将在你的护照上盖上“上陆许可”的章子，同时你的居留资格和居留期间也将同时被记录在护照上。居留资格是表明你在日本期间可以进行的活动的证明，资格以外的活动被严令禁止，请注意。

B 外国人登录

在日本逗留90天以上的外国人，必须要在市政府或街道办事处窗口办理“外国人登录”，有关外国人登录的各种文件均为日语或英语。

a 第一次登录

登录必须在来日本后的90天以内进行。另外在日本出生的孩子必须在出生之后60天内办理登录手续。（参考「(5)在日本生孩子时」）

在市政府或街道办事处窗口领取“外国人登录申请表”后填写好，连同护照及2张照片（长3.5cm×宽4.5cm）一起交给申请窗口后，工作人员会为你办理外国人登录证明书。但是，在第一次登录时未满16周岁的人不用准备照片。申请时，在规定的文件上需要签上自己的名字。

在内容审查没有问题后，将会把外国人登录证明书交付给本人。这一过程通常需要2个星期左右。具体交付日期会和本人联系。

外国人登录证明书必须随身携带。（如果随身携带了外国人登录证明书就没有必要再随身携带护照。）

- <必需文件> ・护照
・6个月以内拍摄的照片（长3.5cm×宽4.5cm）2张

b 変更登録

外国人登録証明書に書かれてある「住所」「氏名」「国籍」「職業」「在留資格」「在留期間」などの記載事項に変更があった場合又は外国人登録証明書を紛失した場合は、14日以内に市町へ変更の届けをしなければなりません。

変更登録の申請は、市町の窓口に備え付けの変更登録申請書を添えて窓口に提出してください。

<必要書類>

- 住所、職業、在留資格、在留期間変更の場合
 - ・パスポート
 - ・現在持っている外国人登録証明書
- 国籍、氏名変更の場合
 - ・パスポート
 - ・6か月以内に撮影された写真(横3.5cm×縦4.5cm)2枚
 - ・現在持っている外国人登録証明書

c 登録の更新

外国人登録証明書の次回確認(切替)申請期間がきたら、市町役場で更新手続きを行ってください。

<必要書類> ・パスポート

- ・6か月以内に撮影された写真(横3.5cm×縦4.5cm)2枚
- ・現在持っている外国人登録証明書

d 引替交付

外国人登録証明書が、ひどく傷ついたり汚れたりした場合は、市町の窓口で引替交付を申請することができます。外国人登録証明書交付申請書、パスポート、写真2枚を提出して外国人登録証明書の再交付を申請してください。

<必要書類>

- ・パスポート
- ・6か月以内に撮影された写真(横3.5cm×縦4.5cm)2枚
- ・現在持っている外国人登録証明書

e 返納

再入国許可を受けて出国する場合を除いて、出国するときは、出入国港で入国審査官に外国人登録証明書を返納しなければなりません。

b 変更登録

外国人登録証明書上注明の“住址”“姓名”“国籍”“职业”“居留资格”“居留期限”等登录事项发生变更时,或者将外国人登录证明书遗失时,必须于14天之内到市政府或街道办事处等办理变更手续。申请变更登录时,在市政府或街道办事处窗口领取变更登录申请表,填写好后提交。

<必需文件>

- 变更住址,职业,居留资格,居留期限时
 - ・护照
 - ・目前所持外国人登录证明书
- 变更国籍,姓名时
 - ・护照
 - ・6个月以内拍摄的照片(长3.5cm×宽4.5cm)2张
 - ・目前所持外国人登录证明书

c 更新登录

外国人登录证明书到下次确认(改换)申请期间后,请到市政府,街道办事处办理更新手续。

<必需文件>

- ・护照
- ・6个月以内拍摄的照片(长3.5cm×宽4.5cm)2张
- ・目前所持外国人登录证明书

d 再次发行申请

外国人登录证被严重划伤或严重污损时,可向市政府或街道办事处等窗口申请再次发行。办理手续时请一并提交外国人登录证明交付申请表,护照,2张照片,申请办理外国人登录证的再次发行手续。

<必需文件>

- ・护照
- ・6个月以内拍摄的照片(长3.5cm×宽4.5cm)2张
- ・目前所持外国人登录证明书

e 交还

除了已办理再次入国手续外,因其他原因离开日本时必须在出入国港将外国人登录证明书交还给入国审查官。

2-2 在留中の手続

在留に関する手続は、本人が入国管理局へ行き、窓口でパスポートと外国人登録証明書を提示し、申請を行います。

申請の際、入国管理局の担当官から申請の目的、在留活動、在留状況などについて質問されたり、追加の書類の提示を指示される場合があります。

申請許可、不許可が決定されるまで、数日かかるのが普通です。

手続に必要な費用は、手続によって異なります。支払いは現金でなく、「収入印紙」（郵便局で購入できます）を使います。

A 再入国の許可

許可されている在留期間内に一時出国し、再び日本に入国して在留しようとする場合に与えられている許可です。

この許可を得ておけば、海外の日本公館で改めて査証を受ける必要がありません。1回限りの許可と、度々出国して再入国する人のための数次入国許可制度があります。

再入国の許可の有効期限は、在留期間の満了日を越えることはできないこととなっており、また最長は1年です。

<必要書類>

- ・再入国許可申請書(用紙は入国管理局にあります。)
- ・パスポート
- ・外国人登録証明書
- ・収入印紙(1回限り:3,000円、数次:6,000円)

B 資格外活動の許可

現在与えられている在留資格による活動以外の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行おうとする場合に必要の許可です。

a 留学生のアルバイト

「留学」の資格で在留する外国人は、就労することが認められていません。アルバイトをするためには、大学が発行した「留学生の資格外申請に関する副申書」を入国管理局に提出し、資格外活動の許可を受けなければなりません。

アルバイトをしたい人は、必ず所属学部の学務係か留学生グループに申し出てください。

<必要書類>

- ・副申書
- ・資格外活動許可申請書
- ・パスポート
- ・外国人登録証明書の写し

2-2 居留期間の其它手続

有关居留的各种手续,由本人直接到入国管理局,将自己的护照及外国人登录证明书出示给相关工作人员后,申请办理。

申请时,入国管理局的担当官可能会询问你有关申请目的,居留活动,居留状况等有关情况,也有可能根据具体情况让你提交其它追加文件。

具体申请结果是许可还是不许可,通常需要几天的时间。

办理手续所需费用因各种手续不同而有所差别。支付手续费时不是支付现金,而是使用“印花税”(可在邮局购买)。

A 再次入国的许可申请

在规定的居留期间内临时离开日本,然后再次进入日本国境居住时给与的许可。如果事先取得该许可,就没有必要再次接受设在国外的日本使馆的签证审查。有1次许可制度和专为经常出入国境的外国人设置的多次入境许可制度。再入境许可的有效期限不能长于签证的有效期限,而且最长只能为1年。

<必需文件>

- ・再入境许可申请表(申请表在入国管理局有备。)
- ・护照
- ・外国人登录证明书
- ・印花税(只限1次再入境:3,000日元,多次性再入境:6,000日元)

B 资格外活动的许可

资格外活动的许可是从事现有居留资格规定外的盈利性经营活动,或从事领取报酬的资格外活动时,必须持有的许可证明。

a 留学生的打工活动

持有“留学”资格的外国人不能在日本工作。为了可以合法打工,必须向入国管理局提交所在大学发行的“有关留学生资格外活动的副申请表”,申请资格外活动许可证明书。

希望打工的留学生请务必向所在学院教务处或留学生科提出申请。

<必需文件>

- ・副申请表
- ・资格外活动许可申请表
- ・护照
- ・外国人登录证明书的复印件

b 留学生に認められているアルバイトの条件

- 学部学生・大学院生 1週間28時間以内
- 研究生等その他の留学生 1週間14時間以内
- 大学の長期休業期間中(夏季・冬季及び春季休業) 1日8時間以内
(風俗関係のアルバイトは認められない。)

C 在留期間の更新の許可

与えられている在留期間を超えて、今までと同じ活動を行うために、引き続き日本に在留しようとする場合に必要な許可です。

この許可を得ようとする場合には、現在の在留期間が満了する日までに申請をしなければなりません。(通常、1か月前頃から受け付けます。)

＜必要書類＞下記のほか、場合により他の書類の提出を求められることがあります。

- 研究生及び聴講生
 - ・在留期間更新許可申請書(用紙は入国管理局にあります。)
 - ・在学証明書(学内の証明書自動発行機で発行します。)
 - ・研究内容が記載された証明書又は聴講科目及び時間数が記載された履修届の写し等
 - ・収入印紙(4,000円)
- 研究生、聴講生以外
 - ・在留期間更新許可申請書(用紙は入国管理局にあります。)
 - ・在学証明書(学内の証明書自動発行機で発行。)
 - ・成績証明書(所属学部の学務係で発行。)
 - ・収入印紙(4,000円)

D 在留資格の変更の許可

現在与えられている在留資格による活動を中止して、新しく別の在留資格による活動を行いたい場合に必要な許可です。

ただし、在留資格の変更は、申請すれば必ず許可されるわけではありません。

「留学」の在留資格を取得しないと、「留学生」としての取扱いを受けることができませんので注意して下さい。

＜必要書類＞下記の他、場合により他の書類の提出を求められることがあります。

- ・在留資格変更許可申請書(用紙は入国管理局にあります。)
- ・入学許可証の写し
- ・(研究生、聴講生の場合のみ)研究内容が記載された証明書又は聴講科目及び時間数が記載された履修届

b 法律规定允许留学生打工的条件

- 本科生・研究生 1星期28小时以内
- 进修生及其他留学生 1星期14小时以内
- 学校的长假期间(暑假・寒假及春假) 1天8小时以内
(不得从事与色情行业有关的打工活动。)

C 居留期间的更新许可

居留期间的更新许可是在规定的居留期间过期之后,为了从事和目前一样的活动而继续居留在日本时所必要的许可证明。

获取该许可时,在现有居留资格到期前必须办理申请手续。(通常情况下,从居留期限到期前1个月就可办理该申请手续。)

＜必需的文件＞除下列的文件以外,根据具体情况可能还需要提交其它文件。

- 进修生及旁听生
 - ・居留期间的更新许可申请表(申请表在入国管理局有备。)
 - ・在校证明书(在校内的证明书自动发行机发行。)
 - ・记有研究内容的证明书或记有听讲科目及小时数的修课证明书的复印件
 - ・印花税(4,000日元)
- 进修生、旁听生以外的其他留学生
 - ・居留期间的更新许可申请表(申请表在入国管理局有备。)
 - ・在校证明书(在校内的证明书自动发行机发行。)
 - ・成绩证明书(在所属学院教务处发行。)
 - ・印花税(4,000日元)

D 变更居留资格的许可

变更居留资格的许可是在中止现有居留资格所规定的活动,开始新的居留资格所规定的活动时必要的许可证明。

但是,变更居留资格不是只要当事人提出申请就可以被批准的。

如果未获得“留学”居留资格,将不享受针对留学生的各种待遇,请特别注意。

＜必需文件＞除下列的文件以外,根据具体情况可能还需要提交其它文件。

- ・变更居留资格许可申请表(申请表在入国管理局有备。)
- ・入学证明的复印件
- ・(只有进修生及旁听生需要)
记有研究内容的证明书或记有听讲科目及小时数的修课证明书

2-3 家族の同行・呼び寄せ

家族の入国のビザは、本国の日本大使館で直接家族が取得することもできますが、あなたが「在留資格認定証明書」を代理で取得し、家族がそれを本国の日本大使館に持参して取得することもできます。

後者の方がビザ発給までの期間が短く、日本大使館での手続もスムーズに済みます。

<家族の「在留資格認定証明書」発給のための必要書類>

以下の他、場合により他の書類の提出を求められることがあります。

また、日本語以外の書類には日本語の翻訳文が必要です。

○あなたが国費留学生の場合

- ・申請書(用紙は入国管理局にあります。)
- ・在留資格認定を受ける者の顔写真(横3cm×縦4cm) 2枚
- ・本人との関係を証明する書類
(戸籍謄本、戸籍のない国で配偶者の場合は結婚証明書、子どもの場合は出生証明書等)
- ・在学証明書(学内の証明書自動発行機で発行。)
- ・外国人登録済証明書(市町の役場で発行。)
- ・申請する家族のパスポート(写し)
- ・返信用切手(430円)を貼った封筒(証明書を郵送で受け取るため。)
- ・国費外国人留学生証明書(所属学部の学務係で発行。)

○あなたが私費留学生は、上記の他に次の書類が必要です。

- ・定期的な収入を証明する書類
(預金通帳の写し等、定期的な収入がいくらあるか証明できるもの。また、奨学金を受けている場合は、奨学金の金額及び支給期間が明示された奨学団体発行の証明書。)
- ・銀行の預金残高証明書

2-3 家人陪读・邀请家人来日

家人赴日の签证,可以让家人在本国直接向日本大使馆申请,也可以由你代为申请“居留资格认定证明书”后,家人持该证明书向本国的日本大使馆申请签证。

第二种申请方式所需时间较短,在日本大使馆办理起来也较为顺利。

<为家人申请“居留资格认定证明书”时的必需文件>

除下列的文件以外,根据具体情况可能还需要提交其它文件

另外,除日语以外的其它语种文件需要附带日语翻译。

○当你是国费留学生时

- ・申请表(申请表在入国管理局有备)
- ・接受居留资格认定审查的家人的免冠照片(长3cm×宽4cm) 2张
- ・证明与本人关系的文件
(户口副本,如果是无户籍制度的国家,若对方是配偶时提交结婚证,是子女时提交出生证明等)
- ・在校证明书(校内的证明书自动发行机发行。)
- ・外国人登录完了证明书(在市政府,街道办事处等发行。)
- ・申请赴日家人的护照(复印件)
- ・贴好回信用邮票(430日元)的信封(因通过邮寄方式邮寄证明书)
- ・国费外国人留学生证明书(所在学院教务处发行。)

○当你是自费留学生时,除上述文件外还需准备以下文件。

- ・稳定的收入证明
(存折的复印件,能够证明稳定收入多少的文件。另外,如果有奖学金时,请提交由奖学金机构发行的表明奖学金金额及支給期间的证明书。)
- ・银行存款证明书

2-4 子どもが生まれたときは

日本で子どもが生まれたときは、以下のような手続が必要です。

- 母子手帳の交付
外国人留学生・研究者又はその配偶者が妊娠したときは、母子手帳の交付を受けることができます。この手帳は、妊娠中の母胎や胎児から6歳までの子どもの発育状況等を管理するためのものです。また、定期検診、予防接種時にも活用でき、育児の説明も記載されています。
交付を希望する場合には、病院及び市町役場に備え付けられている申請書に記入し、市町役場で手続をしてください。
- 出生届
医師の発行する証明書を受け、出生の日から14日以内に、出生届を居住地の市町の窓口に出します。申請に基づいて、出生届受理証明書が交付されます。(入国管理局で在留資格及び在留期間の取得のため必要です。)
- 旅券申請
それぞれの国の大使館で申請します。
- 外国人登録
出生した子どもが90日以上滞在する場合は、出生の日から60日以内に出生届受理証明書を添えて、市町の窓口で外国人登録をします。
- 在留資格及び在留期間の取得許可申請
出生の日から60日以上在留するときは、在留資格を取得しなければなりません。出産の日から30日以内に出生届受理証明書を添えて、入国管理局で申請します。
- 在留資格及び在留期間の取得許可の届出
在留資格及び在留期間の許可取得後、14日以内に子どもの旅券と外国人登録証明書を持って、市町の窓口で届出をします。
- 乳幼児医療手続
1年以上在留する場合は、市町役場で乳幼児医療手続をしてください。乳幼児の医療費補助が受けられます。(補助の内容は市町によって異なります。)

2-5 高松入国管理局

高松市丸の内1-1高松法務合同庁舎内8F TEL087-822-5851
受付時間 9:00~12:00, 13:00~16:00
休日 土、日、祝日

2-4 在日本生孩子时

在日本生孩子时, 必须办理以下手续。

- 领取母子记事簿(母子健康手册)
外国留学生・研究者或其配偶怀孕时, 可以申请领取母子记事簿。
该记事簿是对妊娠中的母亲, 胎儿, 及直到出生后6岁为止的幼儿进行发育状况, 健康状况管理的手册。另外接受健康检查, 接种疫苗时也可使用。同时还记载有各种育儿注意事项。
希望领取该记事簿的人, 请填写医院或市政府, 街道办事处准备好的申请表, 并在上述地点办理相关手续。
- 出生申报
拿到医生开具的证明书后, 于孩子出生后14天内, 向居住地的市政府, 街道办事处提出申报。根据申报发给受理出生申请的证明书。(必须已经在入国管理局获得了居留资格及居留期限。)
- 申请护照
在各自国家的大使馆申请。
- 外国人登录
出生以后婴儿如果在日本逗留90天以上时, 需在出生后60天以内持受理出生申请的证明书在市政府, 街道办事处办理外国人登录。
- 获得居留资格及居留期间许可的申请
自出生之日算起若要居留60天以上时, 必须办理居留资格的相关手续。在出生后30天以内持受理出生申请的证明书向入国管理局申请。
- 获得居留资格及居留期间许可后的申报
在获得居留资格及居留期间许可后, 要于14日以内携带孩子的护照和外国人登录证明书在市政府, 街道办事处相关窗口进行申报。
- 婴幼儿的医疗手续
居留一年以上时, 请在市政府, 街道办事处办理婴幼儿医疗手续。可领取婴幼儿的医疗补助。(补助的具体内容各市, 街道有所不同。)

2-5 高松入国管理局

高松市丸之内1-1高松法務合同庁舎内8F TEL087-822-5851
办公时间 9:00~12:00, 13:00~16:00
休息日 星期六、日, 及其它法定假日